

第5次総合振興計画事務事業評価シート(様式1)

提出日	R5.6.28
担当 課名	長生き支援課
担当 グループ名	長生き支援グループ
担当 記入者名	

1 事業概要

(1)事業名	自立生活等支援事業	(2)事業種別 (新規・継続)	継続	(3)事業性格 (政策・一般)	一般事業
(4)第5次総振での位置づけ	(5)予算・財源等の別				
①基本目標	健康で安心して住めるまち(保健・医療・福祉の充実)		①会計区分	介護保険特会	
②大項目	高齢者福祉・介護保険		②財源区分	国庫補助	
③中項目	生きがいつくりと社会参加の推進		③予算科目	款	3 項 2 目 2
④施策	生きがいつくりの促進		④予算事業名	自立生活等支援事業	
⑤施策コード	5.4.2.1	掲載ページ	88	ページ	
(6)実施根拠	(7)総合戦略				
①事務分類(自治・受託)	自治事務		①総合戦略 (該当事業名)	無	
②根拠法令	介護保険法		③事業期間	開始	平成12年 4月から
③事業期間	終了	未定	年	月	まで

2 事業の目的・対象及び内容

(1)目的(何のために行うか)	(3)手段(内容・どのような取り組みか)		
自立の促進と日常生活の質の向上を確保するとともに、判断能力を欠き、または判断能力が不十分な認知症高齢者等の福祉の増進を図ることを目的とする。	(配食サービス) 町と委託契約した業者が一人当たり最大週5回、1日1食昼食を自宅まで届け、安否の確認を行う。チャリンを包括や居宅支援事業所へ配布し、サービスの周知を図る。 (成年後見制度) 成年後見等開始審判申立て支援。		
(2)対象(誰に対して、何に対して行うか)	(4)成果イメージ(どのような状態になることを目指すか)		
配食サービス・65歳以上の高齢者世帯。 成年後見等申立・認知症の状態、判断能力を欠き、又は判断能力が不十分である者。	食事などの日常生活の支援や高齢者の安否の確認を行い本人や家族の不安を解消。また、判断が困難な高齢者及び家族への支援による高齢福祉の増進。		
対象数	11,601	単位	人

(5)事業を取り巻く環境(社会環境、町民ニーズ等)、団体、議会等からの要望など

一人暮らし高齢者及び高齢者世帯が増えており、配食サービス、成年後見制度利用支援の重要性が増している。

(6)SDGsへの貢献



3 事業のコスト(実績・予算・決算) (単位:千円)

項目	(1)事業(内容)名称					
	自立生活等支援事業					
	決算・予算年度	R元年度決算	R2年度決算	R3年度決算	R4年度決算	R5年度予算
(2)事業費内訳	成年後見人報償費	0				
	成年後見人等報酬助成金		0	540	0	216
	役務費	7	46	9	18	63
	配食サービス委託料	2,309	2,678	3,081	3,474	4,208
	その他	0	0	0	0	0
	直接事業費合計	2,316	2,724	3,630	3,492	4,487
(3)財源内訳	国庫支出金	892	1,049	1,397	1,344	1,727
	県支出金	446	524	699	672	864
	地方債	0	0	0	0	0
	その他特定財源	532	627	835	804	1,032
	一般財源	446	524	699	672	864
合計	2,316	2,724	3,630	3,492	4,487	
(4)補助金名	地域支援事業交付金(国・県)					
(5)人件費						
投入職員数	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
年間人件費	1,543	1,528	1,526	1,508	1,539	
(6)総事業費	3,859	4,252	5,156	5,000	6,026	
サービス量(人)	10,981	11,238	11,554	11,601	11,601	
サービス単価	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	
(単位)	千円/高齢者1人あたり					

4 指標の検証(活動指標・成果指標)		自立生活等支援事業				
指標名		単位	R3年度決算	R4年度決算	R5年度予算積算	
(1) 活動指標(実施した事業の量:回数、延長、面積等)						
指標名		目標値				
		実績値				
		達成率				
		目標値				
		実績値				
		達成率				
(2) 成果指標(実施した結果として得られた成果の量と達成度:人数、世帯数、件数、団体数、コスト指標等)						
指標名	老年人口における要支援認定者比率 (総振目標指標p89) R7年度目標値 3.0%	目標値	%	3	3	3
		実績値	%	3.5	3.6	
		達成率	%	85.7	83.3	
		目標値				
		実績値				
		達成率				
(3) その他指標に現れない成果						
配達時の安否確認により、利用者の異変に気が付いた際には、家族や関係者と連絡を取る等の対応をしているため、安心して在宅での生活を送ることができる。 認知症等により判断能力が低下しても本人の権利が守られ、安心して暮らすことができる。						
5 事業評価						
(1) 項目別評価						
評価項目		評価		評価理由	評価した理由を選択してください。	
必要性	事業の必要性	1	1 必要性は高い 2 どちらともいえない 3 必要性が低い	2	1 事業の実施が関係法令等で定められている	
					2 住民や団体など外部から要望・要請が多い事業である	
					3 その他( )	
妥当性	実施主体の妥当性	1	1 妥当である 2 どちらともいえない 3 妥当性が低い	1	1 事業の主体が関係法令等で定められている	
					2 民間では事業を行っておらず、行政が主体となるべき事業である	
	手段の妥当性	1	1 妥当である 2 どちらともいえない 3 妥当性が低い	1	1 事業を行うのに民間活力(企業、NPO、ボランティアなど)を活用している	
効率性	コスト効率性 人員の効率性	1	1 効率的である 2 どちらともいえない 3 効率性が低い	2	1 サービス単価は減少している	
					2 サービス単価を維持している	
					3 その他( )	
公平性	受益者の偏り	1	1 偏りはない 2 どちらともいえない 3 偏りがある	1	1 公平に分配されている	
					2 おおむね公平に分配されている	
					3 その他( )	
有効性	成果の向上	1	1 成果が上がっている 2 どちらともいえない 3 成果が下がっている	3	1 成果指標は、目標値より実績値が上回っている	
					2 成果指標は、前年度より向上している	
					3 その他( 権利擁護は指標に現れないが、対応数は増加している。 )	
進捗度	事業の進捗	2	1 順調に進んでいる 2 概ね順調である 3 あまり順調に進んでいない	1	1 年度内に予定した事業は完了した	
					2 年度内に予定した事業の8割以上は完了した	
					3 その他( )	
(2) 総合評価(上記結果を踏まえて、問題点や課題を記載してください。)						
認知症等により、判断能力が低下しても人権や権利が侵害されないよう、権利擁護支援が必要である。ここ数年、成年後見制度に関する相談や身寄りのない方の成年後見開始の審判申立ての相談が増えているため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進の体制整備を進めていく必要がある。						
6 事業の方向性の判断		1 拡充 2 現状維持 3 縮小・統廃合				
評価主体	(1) 一次評価 (担当課長)	(2) 二次評価 (政策推進課長)		(3) 最終評価 (町長)		
評価	1					
説明	今後も増加し続ける独居高齢者・高齢者世帯や認知症により判断能力を欠く高齢者に対して、見守りや財産の保護制度を拡大する必要がある。					